
平成31年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成31年3月4日(月)

1. 議事日程第2号

平成31年3月4日(月) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第3号から議案第54号)

第2 上程議案の委員会付託

(議案第13号から議案第54号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第3号から議案第54号)

日程第2 上程議案の委員会付託

(議案第13号から議案第54号)

出席議員(12名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	10 番	秦 時 雄
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	河 野 博 文

欠席議員(1名)

9 番 宿 利 忠 明

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六

議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	村 木 賢 二	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	小 幡 弘	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長	藤 林 民 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 邊 克 之	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
教育総務課長	横 山 芳 嗣	新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子	監 査 委 員	河 野 好 美
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、9 番宿利忠明君、日田玖珠広域消防議会定期監査のため、遅刻の届け出が提出されております。

執行部につきましてはありません。

ただいまの出席議員は12名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

（議案第 3 号から議案第54号）

○議 長（河野博文君） 日程第 1、これより議案質疑を行います。

議案集 1 ページ、予算書は別冊となっております。

議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（その 1）平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第 5 号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案集 2 ページです。予算書は別冊となっています。

議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（その 2）平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案集 3 ページです。

議案第 5 号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集 1 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号の質疑を終わります。

次に、議案集 4 ページです。

議案第 6 号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その 1）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集 2 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案集 5 ページです。

議案第 7 号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その 2）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集 3 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第8号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その3）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集4ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第9号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その4）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集5ページからです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第10号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その5）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集6ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第11号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その6）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集7ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第12号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その7）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集8ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第13号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） お尋ねします。

第13号、第16号、学校の施設の、旧中学校の取り扱いなんです、こうしてグラウンドと体育館は出てきました。この自立促進の公共施設解体事業、この中に今、中学校が廃校になったときの該当するような施設がすぐありますか。もしわかればお願いします。教育財産でいいんです。管理は教育委員会がしますか。わかりますか。学校がそのままあくでしょう。体育館はこうしていろいろ規則ができと思うんですけども、ほかの管理等はどのようになっておるかお願いします。教育財産になるの、どうなるの。

○議 長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 統合して利用しなくなる中学校の建物等につきましては、普通財産という形になりますので、建物等については総務課のほうが、このまま放置しますと朽ち果ててしまいますので、電気料とかトイレ関係、何かに利用するため、今現在、総合戦略、まちづくりのほうで利用計画を立てておりますが、総務課として当分の間は普通財産として管理していくことになるかと思っております。

○議 長（河野博文君） 11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 適化法というか、補助金の対象は別に関係ないですか、手続上、普通財産に移しても。後でいいです。その辺も大体計画をつくっていただいて、大分見せていただきましたけれど、そこら辺がどうなのかなというのがようわかりませんでしたので。後で結構であります。きょうはいいです。

○議 長（河野博文君） 執行部、何かありますか。

衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 普通財産に戻すときに適化法がどうかというのはちょっと調査させてください。すみません。

○11番（高田修治君） わかりました。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

1番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 公営塾運営費を過疎債で対応すると言ってたんですけども、ちょっとお聞きしますけれども、ふるさと創生交付金は今年度で終わりですかね。全てこの過疎債で費用を充当するんですか。ちょっとそこ辺、お聞きします。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 公営塾の関係の地方創生推進交付金は今年度までの補助となっております。来年度以降は、一般財源、過疎債も検討した上で、あと、ふるさと納税等の活用も考えているところであります。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

○1 番（中尾 拓君） はい。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第14号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第15号、玖珠町総合計画策定条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第16号、玖珠町廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第17号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集 9 ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第18号、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集12ページです。

質疑ありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 1件だけ確認させてください。

今回の隣保館は名称変更だけでいいと思うんですが、それからもう一つ、別表、保育園の削除があります。若竹とっていていいですか。別に何かありますか、施設。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 今回、12月議会で議決をいただきました組織条例の改正に伴いまして、人権同和啓発センターの名称を従来の隣保館に戻すということで、保育園につきましてですが、本来であれば若竹保育園が廃園になるときに落とすべきだったところ、今回一緒に削除させていただくという形です。よろしくお願いします。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

○11番（高田修治君） はい。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第19号、玖珠町基金条例の一部改正について（国民健康保険基金）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集13ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第20号、玖珠町基金条例の一部改正について（公共施設等総合管理基金）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集13ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第21号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集23ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第22号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集25ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第23号、玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集27ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第24号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集29ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第25号、玖珠町人権同和啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集30ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第26号、玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集35ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第27号、玖珠町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集36ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第28号、玖珠町立幼稚園、学校遠距離通園通学費補助に関する条例の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第29号、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集42ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページです。

議案第30号、権利の放棄について（水道料金債権）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第31号、町道路線の廃止について（市の村線）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集43ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

議案第32号、町道路線の認定について（市の村線）について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集44ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページです。

議案第33号、玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案集39ページです。

議案第34号、玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について（伐株山「憩いの森」）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第35号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページです。

議案第36号、玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページです。

議案第37号、玖珠町有機センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集43ページです。

議案第38号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集44ページです。

議案第39号、宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案集45ページです。

議案第40号、東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案集46ページです。

議案第41号、森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 一連の指定管理については、公募していないという話を聞くんですが、公募がこれ原則ですね。そして、これ、公募をやらなかったということは、業務誠実の義務違反になると思うんです。業務誠実の義務違反、大変な問題じゃないかと思うんです。なぜ公募しなかったのか、原因について御質問します。

○議長（河野博文君） 確認です、廣澤議員。今言われたのは、この分の指定管理についてだけですか。全体通しての指定管理者の指定の方法についてですか。

○7番（廣澤俊幸君） 全体です。全体、公募をやっていないと伺っています。一連の全部です。

○議長（河野博文君） 総務課長。

○総務課長（村木賢二君） この件に関しましては、従来から、ほかの議員の皆さんからも御質問あったところです。

本来、公共施設の指定管理する場合は、現時点の自治法に基づきますと、直営か指定管理どちらかになるようになっておりますが、玖珠町の場合、特定の施設をつくり上げる段階でその施設を運営するために住民のひとと相談し、住民の方の組織をつくっていただいております。現在実施しているのは、その住民組織でつくったその建物のための組織が現在まで来ているのが事実でございます。

議員がおっしゃいますように、時代が大幅推移してしまして、現在の方では厳しいところがあるのかという状況もございますので、総務課法制室としましては、本来の指定管理のあり方等を担当課とも協議しておりますが、これまでの指定管理をしていたときよりというような状況で、今回の分については公募せず、現時点の住民組織の方と協議をして、定めているということになっておりますが、議員おっしゃられますように、今後、今回5年の指定がございますが、この中で次期指定管理をする場合にどうあるべきかというのは検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 僕が聞いているのは、原因は何ですかと聞いているんですよ、原因。商工観光がやらなかった原因。それから、農林課がやらなかった原因。ここをはっきりしないことには、改善できないんですよ。こういう悪しき慣習は、行財政改革で徹底的にやってもらわないと困るんですよ。勉強したんじゃないですか、研修を。課長連中2回やったと聞いてますよ。ちっとも生きていな

いじゃないですか。こんなことをしていると、町民から本当に嫌われますよ。そっぽ向かれます。ぜひ悪しき慣習は直して、原因究明して対策をとってもらいたいということをお願いしておきたいと思っています。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 石井です。

第33号から第41号までですが、これだけ出されても内容がよくわかりません。毎年、決算者が確認はしておるんだろうと思いますが、状況、黒字でいきおるのか赤字なのかとか、そこ辺も含めて指定管理の人がどのくらい努力しておるのかとかいうのも見えないし、多分、全員同じ人が続けておるのかなと、新しい人がいないわけでしょう。そこ辺の毎年の決算確認等はしているのかどうか。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 指定管理の財務者の財務状況ですが、玖珠町公共施設の指定管理者の指定の事務等に関する条例、この中においても、毎年、次年度の計画並びに決算、前年度決算等を確認した上で担当課がチェックしております。今回もちょうど切り替え時期ですので、各担当施設の課は、担当課のほうがその部分の内容チェックはしておりますが、とんとんでいっているところ並びに過去からの累積赤字があるところ、確かにございますが、住民組織の中で厳しいところもございますが、担当課として、どうすれば収益が上がっていくかというようなことについては、一緒に協議しているという状況でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） やっぱり決算内容を見て、指導していかないと、先ほどから言いおるけれども、そのままずるずるいきよるような気がしてなりません。行政としてやっぱりちゃんと見て指導していかないといけないかなと思います。

以上です。

○議長（河野博文君） 要望でいいですか。

○8番（石井龍文君） 要望でいいです。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 確認したいんですが、先ほど廣澤議員が言っていたように、行政としての義務違反はないのかというのがまず1点、その公募しなかったことに対して義務違反はないのかというの。それから、よくわかります、次、ほんなら同じ施設を引き受けて5年間というのはなかなか難しい部分はありますけれども、それは、慣習というふうに先ほどお答えされましたけれども、慣習を、じゃ、行政として認めるかということ、この2点についてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 行政として義務違反ではないかということですが、先ほど申し上げました

指定管理者の指定の手續等に関する条例、この中で、公の施設の指定管理をすることができる、できる規定になっております。それで、指定管理者を決める場合は公募をしなければならないという明確なものがあれば、これは絶対しなければならないんですが、現時点においては、指定管理、直営か指定管理をすることができるという形で、どの指定管理者を選ぶか、選任するかは町のほうが権限を持って、それを議会に出して議会の皆さんに御承認をいただければ、それを続けられるという形になっておるかというふうに思っております。

慣習ですが、先ほども冒頭に述べましたが、玖珠町の場合の指定管理につきましては、その施設をつくる段階で住民組織の方と協議をし、その施設を運営するがための施設を住民の方に、今の指定管理者の組織につくっていただいたという経緯がございまして、ここを、あなたたちを排除して公募しますというところが、今、担当課ほうの現状になっていないじゃないかという……。もし、過去に実施しました鹿倉休憩舎とか、ああいうところはいろいろな方にしてもらって、公募もかけたんですが、なかなか難しい状況でございまして、今も空席という形になっておりますが、今後においては、本来の公の施設の指定管理のあり方は、担当課その他としても検討していかなければならないと、そういうふうには考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 13番 繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 中身についてはわかりました。

ただ、カウベルの問題がありましたよね。これは、一方は継続したいという中で、町が一方的に権限を行使して指定管理を取り消したといったいきさつがあります。町の都合のいいように、公募しなくてもいいし、慣習を利用してもいい、ここら辺は、先ほど総務課長が言いましたように、もう一回この公募型についてはきちっと整理をしておきたい、そのことを申し伝えておきます。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっております。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から10ページ、第3表地方債補正まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 次に、12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入から13ページ、歳出まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 次に、歳入に入ります。

14ページ、歳入、1 款町税から18ページ、15款国庫支出金、2 項、7 目土木費国庫補助金、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく18ページ、16款県支出金から20ページ、16款県支出金、3 項、6 目土木費県委託金、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく20ページ、17款財産収入から22ページ、22款町債、最後まで、質疑はありますか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、歳出に入ります。

23ページ、2 款総務費から29ページ、4 款衛生費、2 項、3 目し尿処理費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく29ページ、6 款農林水産業費から36ページ、9 款消防費、1 項、4 目消防防災費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく36ページ、10款教育費から39ページ、13款諸支出金、3 項、11 目公共施設等総合管理基金費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、平成30年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について、予算書は別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号から議案第54号までの7議案は、平成31年度玖珠町一般会計及び各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。審査につきましては、予算常任委員会に付託したいと思しますので、本日は大別して質疑を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第48号、平成31年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

予算書は別冊となっております。

先ほど申し上げましたように大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方はページ数と款、項、目、事業名をはっきり言ってから質疑をお願いいたします。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算、歳入から、14ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳出

の最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、15ページ、歳入、1款町税から46ページ、22款町債、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、47ページ、歳出、1款議会費から102ページ、4款衛生費、3項、1目上水道費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく102ページ、5款労働費から135ページ、9款消防費、1項、5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく135ページ、10款教育費から、199ページ最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 全体を通して質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第49号、平成31年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、平成31年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号、平成31年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号、平成31年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号、平成31年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、平成31年度玖珠町水道事業会計予算について、予算書は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 議案第13号の玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更の中で、高田議員から質問のございました、教育施設、普通財産にするときに適化法は大丈夫かという話でございましたが、教育施設につきましては、防衛や文科省の補助金を活用して整備しておりますので、確認したところ、普通財産にする分については問題ないんですが、双方ともに特定の用途が決まった場合に財産処分の手続が発生するということでありました。

例えば、解体するとなったときは、まだ耐用年数がある場合は残った年数に応じて返還が発生します。ただし、文科省では制度が緩和されて、中学校校舎等の跡地を通常の貸し付け等行う場合につい

ては、教育基金を創設し、教育目的に充当すれば返還は発生しないこととなっています。また、防衛省の補助金分につきましては、別途協議が必要となるということでありました。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

○11番（高田修治君） はい、ありがとうございました。

日程第2 上程議案の委員会付託

（議案第13号から議案第54号）

○議長（河野博文君） 日程第2、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表（案）のとおり、議案第13号から議案第54号の42議案については、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第54号の42議案については、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす5日から8日までの4日間は予算常任委員会、11日から13日の3日間は各常任委員会とし、14日、翌15日は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす5日から8日までの4日間は予算常任委員会、11日から13日の3日間は各常任委員会とし、14日、翌15日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月4日

玖 珠 町 議 会 議 長 河 野 博 文

署 名 議 員 中 尾 拓

署 名 議 員 石 井 龍 文